

福 祉 保 健 生 活 環 境 委 員 会 資 料

（合い議案件の審査）

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について …………… 2

（諸般の報告）

令和 7 年度大分県病院事業会計決算の概要について …………… 3

令和8年6月22日

病 院 局

大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、大分県病院事業の設置等に関する条例において引用する地方自治法の規定に条ずれが生じたため。
(地方自治法「第243条の2の8第8項」→ 同法「第243条の2の9第8項」)

2 改正の内容

(改正後)

(改正前)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の九第八項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

○「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改正

3 施行期日

令和8年9月24日

(参考) 法改正の内容(関係部分)

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年6月26日公布、令和8年9月24日施行)により、
地方自治法 第11節 雑則の中に「特定歳入等の収納」が新たに追加された。(第243条の2の7)

改正後	改正前
第243条の2の7 (特定歳入等の収納) 第243条の2の8 (普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責) 第243条の2の9 (職員の賠償責任)	(新設) 第243条の2の7 同左 第243条の2の8 同左

※「特定歳入等の収納」・・・公金収納事務(地方税以外の公金等(＝特定歳入)を受け入れる事務)のデジタル化に関する規定
地方税共同機構が特定歳入等を収納する事務を行うことができる。

令和7年度大分県病院事業会計決算の概要について

R8.6.22
病院局

令和7年度決算の概要

【決算の状況】

(百万円:決算ベース)

	令和6年度 決算額 ⑥	令和7年度 決算額 ⑦	増 減 ⑦ - ⑥
A 医業収益	19,576	19,990	414
B 医業費用	21,230	22,086	856
C 医業収支 (A-B)	△ 1,654	△ 2,096	△ 442
D 医業外収益	1,846	2,530	684
E 医業外費用	1,208	1,220	12
F 医業外収支 (D-E)	638	1,310	672
G 経常収支 (C+F)	△ 1,016	△ 786	230
H 特別利益	33	33	0
I 特別損失	330	35	△ 295
J 特別収支 (H-I)	△ 297	△ 2	295
K 当期純損益 (G+J)	△ 1,313	△ 788	525
L 純損益 令和6年度医師への時間外手当 追加支給分除き	△ 854	△ 788	66

収支の状況

(⑥:令和6年度、⑦令和7年度)
(単位:百万円)

【医業収支】

(1) 医業収益(A) **+414百万円** (⑦-⑥)

【入院収益】⑥ 13,101 → ⑦ 13,197 (+96)

		⑥	⑦	増減(⑦-⑥)
入院	患者数	159,285人	155,938人	△3,347
	単 価	82,251円	84,635円	+2,384

△2.1%

【外来収益】⑥ 6,332 → ⑦ 6,643 (+311)

		⑥	⑦	増減(⑦-⑥)
外来	患者数	207,720人	206,415人	△1,305
	単 価	30,479円	32,183円	+1,704

△0.6%

(2) 医業費用(B) **+856百万円** (⑦-⑥)

【給与費】 ⑥ 9,969 → ⑦ 10,286 (+317)

・人事委員会勧告による増 +265

【材料費】 ⑥ 6,887 → ⑦ 7,336 (+449)

・薬品費+444 <医業収益に占める薬品費比率 ⑥ 25.9% → ⑦ 27.4%>

【経費】 ⑥ 2,801 → ⑦ 2,839 (+38)

・委託料+68

【医業外収支】

(3) 医業外収益(D) **+684百万円** (⑦-⑥)

【一般会計負担金】 ⑥ 999 → ⑦ 1,380 (+381)

【補助金】 ⑥ 91 → ⑦ 337 (+246)

(国補助) 医療施設賃上げ・物価上昇 209

(県補助) 医療施設等経営強化支援 41

(4) 医業外費用(E) **+12百万円** (⑦-⑥)

【雑損失】⑥ 1,141 → ⑦ 1,153 (+12)

【特別収支】

(5) 特別損失(I) **△295百万円** (⑦-⑥)

⑥ 330 → ⑦ 35 (△295) <R6年度 医師への追加支給分 330>

・NHK受信契約の未契約分の追加支払い 8

・過年度分医業未収金の会計処理誤りによる修正処理(現金支出なし) 23